

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三号）の施行期日を平成十四年七月十日とするこ

と。

政令第 号

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十四年七月十日とする。

## 理由

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

土地収用法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年七月十一日法律第百三号）抄

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 土地収用法の一部を改正する法律要綱

### 第一 事業認定に関する手続の見直し

#### 一 起業者による事前説明会の開催の義務付け

1 起業者は、事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならないものとする。

2 事業認定申請書には、説明会の開催等の措置の実施状況を記載した書面を添付するものとする。

（第十五条の十四及び第十八条第二項関係）

）

#### 二 公聴会の開催の義務付け

事業認定庁は、市町村長による事業認定申請書の縦覧期間内に事業の認定について利害関係を有する者から公聴会の開催の請求があったときは、公聴会を開催しなければならないものとする。

（第二十三条第一項関係）

### 三 第三者機関からの意見聴取の義務付け

1 国土交通大臣は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会  
の意見を聴きこれを尊重しなければならないものとする。ただし、二の縦覧期間内に事業の認  
定に関する処分に異議を有する旨の意見書が提出されない場合にはこの限りでないものとする。

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の条例で  
定める審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、これを尊重しなければならないものとする。  
ただし、二の縦覧期間内に事業の認定に関する処分に異議を有する旨の意見書が提出されない場合に  
はこの限りでないものとする。

(第二十五条の二及び第三十

### 四 条の七関係)

### 四 事業認定理由の公表の義務付け

国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定をしたときは、事業の認定の告示において当該認定を  
した理由を示さなければならないものとする。

(第二十六条第一項関係)

### 第二 収用委員会の裁決に関連する手続の見直し

一 土地調書及び物件調書の作成の合理化

1 土地調書及び物件調書を作成する場合において、署名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない土地所有者及び関係人について、市町村長等による代行署名を可能とするものとする事。

(第三十六条第四項関係)

2 土地調書及び物件調書の作成手続の特例を創設すること。

(1) 次のような場合には土地調書又は物件調書を、それぞれ(2)から(7)までに定める手続により作成することができるものとする事。

イ 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地に関して権利を有する関係人のうち補償金の見積額が僅少である者が、百人を超えると見込まれるとき。

ロ 収用し、又は使用しようとする一筆の土地にある物件に関して権利を有する関係人のうち補償金の見積額が僅少である者が、百人を超えると見込まれるとき。

(2) 起業者は、自ら土地調書又は物件調書に署名押印した上で、市町村長に対し、その写しを添付した申出書を提出しなければならないものとする事。

- (3) 市町村長は、(2)の申出書を受け取った場合には、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び申出に係る土地又は物件の所在地を公告し、公告の日から一箇月間その書類を公衆の縦覧に供しなければならないものとする。
  - (4) 市町村長が(3)の公告及び縦覧を行わなかったときは、起業地を管轄する都道府県知事がその手続を行うこととし、その他所要の措置を講ずるものとする。
  - (5) 起業者は、公告があつたときは、土地調書又は物件調書に氏名及び住所が記載されている土地所有者及び関係人に対し、公告の日から一週間以内に、公告があつた旨の通知をしなければならないものとする。
  - (6) 土地所有者及び関係人は、土地調書又は物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、(3)の縦覧期間内に起業者に対して異議申出書を提出することができるものとする。
  - (7) (6)の異議申出書を受け取った起業者は、土地調書又は物件調書に当該異議申出書を添付しなければならないものとする。
- (第三十六条の二関係)

1 土地所有者、関係人及び準関係人は、収用裁決申請書の縦覧期間内に収用委員会に提出する意見書において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを記載することができないことを明らかにすること。  
(第四十三条関係)

2 起業者、土地所有者及び関係人は、収用委員会の審理において、事業の認定に対する不服に関する事項その他の事項であつて、収用委員会の審理と関係がないものを意見書に記載し、又は当該事項について口頭で意見を述べることを明らかにすること。  
(第六十三条関係)

### 三 代表当事者制度の創設

1 共同の利益を有する多数の土地所有者及び関係人は、その中から、全員のために収用委員会の審理の手續における当事者となる三人以下の代表当事者を選定できるものとする。

2 代表当事者を選定した当事者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができるとすること。

3 代表当事者は、各自、他の選定者のために、収用委員会の審理に関する一切の行為をすることができるとすること。代表当事者を除く選定者は、代表当事者を通じてのみ、収用委員会の審理に関

する行為をすることができるとすること。

4 収用委員会の通知その他の行為は、一人の代表当事者に対してすれば足りるものとする。

5 共同の利益を有する者が著しく多数の場合において、審理の円滑な進行のため必要があると認めるときは、収用委員会は、これらの者に対し、代表当事者を選定すべき旨の勧告ができるものとする。

(第六十五条の二関係)

#### 四 補償金等払渡しの合理化

1 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を、政令で定める期間前までに現金又は郵便為替証書等を書留郵便に付して発送したときは、権利取得裁決は失効しないものとする。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに払渡しをすべき補償金の全部を、1の政令で定める期間前までに現金又は郵便為替証書等を書留郵便に付して発送したときは、明渡裁決は失効しないものとする。

3 1及び2の場合において、権利取得の時期又は明渡しの期限が経過した後に補償金等を受けべき

者がその払渡しを受けていないときにおいては、権利取得裁決又は明渡裁決は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号に掲げる債務名義とみなすこととし、その他所要の措置を講ずるものとする。

（第百條の二関係）

### 第三 収用適格事業の追加

収用適格事業として、地方公共団体等が設置する廃棄物の再生施設、廃棄物処理センターが設置する廃棄物処理施設を追加するものとする。

（第三條第二十七號関係）

### 第四 収用委員会の委員を仲裁委員とする仲裁制度の創設

一 収用適格事業の用に供する土地等の取得において、当該土地等の対償について関係当事者間の合意が成立しない場合には、起業者及び土地所有者等は、事業認定の告示前に限り、都道府県知事に対して仲裁を申し出ることができるものとする。

二 仲裁委員は三人とし、事件ごとに、収用委員会がその委員の中から推薦する者について、都道府県知事が任命するものとする。

三 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所

持する当該紛争に係る資料の提出を求め、相手方の占有する土地その他の土地に立ち入り、当該紛争の原因たる事実関係につき検査することができるとすること。

四 仲裁委員は、仲裁判断を行ったときには、遅滞なく、その概要を都道府県知事に報告しなければならないこととし、当該報告により当然に退任するものとする。

五 仲裁については、仲裁委員を仲裁人とみなして、公示催告及び仲裁手続ニ関スル法律（明治二十三年法律第二十九号）第八編（仲裁手続）の規定を準用するものとする。

（第十五条の七から第十五条の十三まで関係）

第五 補償基準の細目を政令で規定するものとする。 （第八十八条の二関係）

第六 生活再建のための措置

起業者は、事業認定を受けた事業の用に供する土地等を提供することにより生活の基礎を失う者からの申出により、代替地、代替住宅、代替店舗等のあつせん、職業訓練のあつせん等の生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。 （第三百二十九条の二関係）

第七 罰金等の額の引上げその他所要の改正を行うものとする。

## 第八 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 その他所要の改正等を行うものとする。

(附則第六条から第十四条まで関係)